

○ 一般財団法人 下越総合健康開発センターの監事、監査規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人 下越総合健康開発センターの会計及び業務の運営を合理的に遂行するため、定款第 23 条に定める監事の行う職務についてその取り扱いを定めることを目的とする。

(監 事)

第 2 条 監事は、定期又は臨時に監査を行わなければならない。

2 定期監査を行うときは監査計画書を作成し、代表理事に通知しなければならない。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(監査の実施)

第 3 条 監事は、前条の監査を実施するため次の各号に掲げることを行う。

(1) 業務執行及び財産管理の状況を調査し、会計その他の帳簿書類等を検査すること。

(2) 関係者に対し、必要な書類の提出又は説明を求めること。

(監査結果の報告)

第 4 条 監事は、監査結果に基づき口頭又は文書により、代表理事に報告しなければならない。

(監事の認証を受ける文書)

第 5 条 次に掲げる文書は、監事に回付しその認証を受けなければならない。

(1) 財務諸表

(2) 収支計算書

(監事に回付する文書)

第 6 条 次に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

(1) 事業運営の基本方針決定に関する文書

(2) 規則等の制定及び改廃に関する文書

(3) 許可、認可等に係る重要な文書

(4) 売買、貸借、請負その他の契約で重要な文書

(5) その他業務上重要な文書

(事務処理)

第 7 条 監事に関する事務処理は、事務局長がこれにあたるものとする。

(事故等の報告)

第 8 条 業務上の事故又は異例の事項が発生したときは、事務局長は直ちに文書又は口頭をもって監事に報告しなければならない。

(委 任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。